

平成 29 年 6 月 30 日
清明学院高等学校

日本学生支援機構 給付型奨学金推薦基準

給付型奨学金の申込条件は「非課税世帯もしくは生活保護世帯」です

1. 申し込みの条件（申し込みは三年次に行います）

- ・非課税もしくは生活保護世帯であること
- ・社会的養護が必要なもの（※1）に関しては、生活指導上の重大な問題がない限り、採用する
- ・奨学生として問題のない成績であること（評定平均 3.0 以上）
- ・出欠状況に問題がないこと（怠慢による欠席、遅刻がないこと。病欠は問題ありません）
- ・就学態度に問題がないこと（提出物、小テスト等の取り組みも含む）
- ・健康状態に問題がないこと（一斉検診の結果で確認します。就学に耐えうる持病、障害等は問題ありません）
- ・生活指導上の問題がないこと
- ・在校生、または卒業後二年以内の本校卒業生であること

※1 社会的養護が必要なものとは、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）、小規模住居型自動養育事業（ファミリーホーム）在籍者や、里親に養育されているものを指します。

2. 選考について

1. の条件に合致する申込者から、家庭事情等を含めて選考します（本校の教育方針である「躰教育、個性に適応した教育、ボランティア精神の育成」という点を重視します）。

選考の際に、貸与型奨学金を申し込んでいるものに関しては「スカラネット入力下書き用紙」の「J.家庭事情情報」の記載を参考にし、給付型奨学金のみを申し込んだものに関しては別途 200 文字以内で家庭事情を記述し、提出してもらいます。

1. で示した条件に合致する生徒の中で、進学が極めて困難な家庭状況であり、また就学態度、成績が共に優秀なものに関しては、選考に際して考慮します。